

塩尻市議会基本条例特別委員会会議録

日 時 平成22年6月28日(月) 午後1時30分

場 所 第一委員会室

協議事項

- 1 第5回特別委員会協議内容について
- 2 各会派から提出された項目別内容について
(1) 項目別内容に対する会派の意見
- 3 その他

出席委員

委員長	金子 勝寿 君	副委員長	中村 努 君
委員	塩原 政治 君	委員	小野 光明 君
委員	中原 巳年男 君	委員	鈴木 明子 君
委員	丸山 寿子 君	委員	古厩 圭吾 君
委員	中原 輝明 君		

欠席委員

委員 中野 長勲 君

議会事務局職員

事務局長	酒井 正文 君	事務局次長	成田 均 君
議事調査係長	中野 知栄 君		

午後1時30分 開会

委員長 お集まりなので、早速始めたいと思います。ただいまより、第6回塩尻市議会基本条例特別委員会を開催いたします。議長。

議長あいさつ

議長(塩原政治委員) どうも皆さん議会の終わった後の大変お忙しい中、御苦労さまでございます。この間、松本議会が終わりまして、松本も2人、運営委員の議員削減ということで、基本的に結論が出なかったということで、この辺に対しても基本的には議会報告会というか、の席での質問が多く20%ですか。結局あれがどうなるか臨時会でやるのか9月でやるのか12月でやるのかにしても、基本的には自分はやはり、やめる人間が決めて置いていくというのが非常に不道德かなと思います。そしてまた、大阪で、大阪府の橋下知事がまたおもしろいことを言い出してきて、議員も行政側というか理事者のほうへ入れて、執行権を持たせるようなお話も出ておりますけれど、いずれにしましても、議員のあり方はこれから大変大きく変わっていくだろうと思いますけれど、

ぜひ塩尻市は塩尻市独自の基本条例を制定していただくようお願いいたして、あいさつとさせていただきます。きょうは御苦労さまです。

委員長 ありがとうございます。それできょうは、中野委員は委員会の日程前に用件がございまして、欠席ということで御連絡をいただきました。また中原委員はこちらへ向かっているということですので、あらかじめ御報告申し上げます。

第5回特別委員会協議内容について

委員長 それでは早速、議事のほうに入りたいと思います。まず、経過書から、事務局のほう、説明をお願いいたします。

議事調査係長 資料No.1の2ページをごらんください。前回第5回の特別委員会協議内容ということで、1番、検討事項及び内容なんですが、前は議会と市民の関係についてということで、市民活動支援課長の清水進さんより御説明をいただきました。その中で、市民の意識や思いを形にしていくのは難しい。いろんな人がつながって地域を一つにしていく。地域関係団体をどのようにつなげていくのか、仕組みづくりやマネジメントも大切。目に見える成果をどうするか、つないだ後の展開をどう解決するか。議会と市民参加。議会も行政も市民参加が少ないのが共通の課題。議会として、通常結ばれていない人たちとの関係が大切。集約し課題を出し合っていく。言いつばなしの市民も多い、責任を持って解決するパートナーなどと共有して議論を深めていくことが必要である。という説明を受けました。

なお、今度2番としまして、基本条例の中の項目の検討に入りまして、その前の第4回の続きの中で、議員とは、ということで意見を出していただきましたが、議員とは、代表・代理・代弁。塩尻市全体の立場で考え、多面性をもって対応することが必要である。市民から見える立場で議論を重ね、その過程を見てもらい、決定することが必要である。広く市民の声を聞き、情報を得る。それぞれの特色を生かし、全員が持てる力を発揮していく。政策に対し、支持者の中にも賛成者、反対者がいる、自分のはっきりとした意見を持って、わかりやすく審議に対応する必要がある。行政側に何でも賛成では市民が離れてしまう。

(3) 議会とは。本会議の議論は結論がはっきりした後に行っているが、その決定前に行う必要がある。無理やり同じ方向にもっていくことはないが、議論は大切である。自分の意見を持って、多様な意見をどうやって行政に反映させるかが課題である。議論をして自分に取り込みたい意見、自由討議の場の設定が必要。議員同士の意見を戦わせることは大切。市民が心配していることを明らかに、はっきりと。市民に経過がわからないといけない。

(4) 反問権について。趣旨確認は現在認めているが、反問権というものとは言えない。反問権は乱用してもいけないので、主旨の限定をして認めても良いのではないかと。執行権がない議員は反問に対し答える問題ではない。明記しての反問権は入れても良い。反問権を活用しての論議は、議会事務局の充実が必要であるが、そこまでの必要があるのか。以上のような意見が出ました。今日は今後の進め方ということで、前回のものをまとめて、次回の委員会までに各党派で意見を出し合っ集約してくることということで、本日資料のほうにまとめてあります。よろしくようお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。前回の経過について何か。よろしいですか。いいですか。はい。

各会派から提出された項目別内容について

委員長 では早速、各会派のほうにこちらの資料をお渡しいただいて、時間がない中、各会派、本当にありがとうございました。まず感謝を申し上げます。それできょう、これ全部扱っていますと時間が非常にかかってしまいますので、この委員会と、今まで出てきた意見と若干、会派の中から出てきた意見で、いわゆる反対の方向であったり、差がある部分等、また重要な点をこちらのほうでピックアップさせていただいて、そのことについて少し会派の方や質問なり発表していただくような形をとりたいと思います。それで、先に私のほうで、とりあげる項目だけ指し示しまして、若干資料のほうに目を通していただく時間をとるような形で進めたいと思いますが、よろしいですかね。

項目の1のところの、皆さんのほうですとナンバリングがありますが、議会と市長、執行機関の関係の中の(1)行政と議会の関係、それから、決算特別委員会の設置、(4)ですね。それから、(5)政策立案・提言の部分。めくっていただきまして、ここちょっとまとめ方があれなんですけど、(7)の議員相互間の討論・合意形成と、この(9)もほぼ同じことですので、(7)と(9)、それから、(11)の反問権。それから、2の議会と市民の関係の中の(4)ですね、議会報告会。それから、その次の3の議員とは、うちの(1)市民代表としての活動。最後、議会とはですね。4のほうは特に私のほうではこれといって、なかったような気がしますが。一応それを取りあげるということで、若干時間をお取りしますので、各会派から出てきた意見等にも目を通していただいて、今とりあげた点について、会派から説明をいただきながら進めていくという形で本日は進めたいと思いますので、10分ほど、いいですか。

丸山寿子委員 委員長、済みません。うちの会派の、一応とりまとめようとはしたんですけど、ちょっとまだばらばら出してもらった段階で、全体で同じ意見に集約っていうことはちょっとできていないんで、済みません。委員の中でも違う意見が出ていたように、会派の中でも両方の意見が出ているもので。

委員長 そう、そんな感じですね。はい、それは承知しました。

〔各自資料を黙読〕

委員長 よろしいですかね、大体。それでは上からいきたいと思いますが、前進さんは委員ではございませんのですが、非常に明快に文章を読めばわかりいただけるような内容になっていますので、ここで市民派連合さんのほうから、(1)行政と議会の関係について、そこに書かれてあるとおりだと思いますが、そういう形で説明をいただければと思いますが。特に自治法により明確化されているのではないかというところを書かれているのですが、その辺、もし具体的にあれば。少し委員会の議論とは少しは、委員会の議論ですと、どちらかというところと明確化したほうがいいという立場の意見が多かったのですが。

丸山寿子委員 これを書いた人は、別に明確化が必要でないとは言っていないんですけど、今の段階でも、しっかりこう明確化っていうのではないのかもしれないけど、ある程度は明確化されている部分があるというような言い方だと思います。必要ないとはまでは多分言っていないと思うんですけど、ある程度は関係があるのではないかというくらいな感じで、済みません、会派が全員まとまっているわけではありません。

委員長 そうですね。共産党さんは、これ書かれてあるとおりだとは思いますが、少し考え方を、補足説明的に。

鈴木明子委員 実際、条文化していく時には、もう少し検討してももちろん、し直していただきたいと思いますが、けれども、趣旨としては市長と議会との関係ということで、その執行機関などと常に緊張感のある関係をもって、私たちは監視とか評価を行っていくということで、あと、議会審議における論点情報って、ほかの自治体でつくったやつを見ていくと、必ずこれ入っているんですね。もちろん今までの議会の中でも、なぜこういった提案をしたかっていうようなことの説明を受けて、私たち、一応一通りやっているんですけど、その中身についてどういうことを要求するかってことを明確にしたらいいかなっていうようなことで、よその自治体の例なんかを参考にして、今ここにあげてあるものだけでいいのか、もう少し何かつけ足すのかというような検討はあるものの、そういうようなことを明確に書いていくのがいいのかなっていうふうに思いました、そこに書きました。それから、これも結構問題になっていたかなあと思うんですけど、本会議とか委員会などへの市長その他の出席をできるだけ、あまりしてもらわないようにするよな、っていうような傾向もあるというようなこともちょっと言われたのかなっていうふうに思ったんですけども、私たちとしては原則制限することなく出席を求めて、質問、答弁を求めるなどして審議を尽くすっていう方向がいいのではないかと、という立場をそこに書きました。

委員長 はい、ありがとうございます。どんどんこうやって進めていって、後で会派内で、じゃあちょっとこういう雰囲気だったという話をさせていただきたいと思いますが。ほかの会派で、もしくはこの下の機能のところも含めてになるかと思いますが、二元代表制の強化とかいう部分でほかに何かありましたですかね、これは特にというところは。市民派連合さんの、この条例に入れなくてよっていう、(2)のところの部分は会派の中で強い意見だったのかってというのは、ちょっとお聞きしまして。

丸山寿子委員 これは一人の人が出したものなので、その人は、条例の中にはこのことは入れなくていいという意見の人が一人。

委員長 はい、わかりました。ほかにはいいですかね、こんな感じで。じゃあちょっと、議会と市長の関係は、ほかに他の会派はないようでしたら、次へちょっと進みたいと思います。監視機能の強化はちょっと委員会の意見とそんなに、さして差はなかったと思うんですが、飛ばしてよろしいですかね。公明党さん、どうですかね。もし言っておきたいことがあったら。

副委員長 すべてやるってことは物理的には無理なんですけど、サンプル的にやるってことは、かなり抑止力は効いてくるっていうふうに思っています。

委員長 そういうところで、委員会ごと、事業を抽出していくというふうになっていくとは思いますが。

小野光明委員 出てる会派はわかるんですけど、逆に出てない会派っていうのは何も無いのか、特別、委員会の意見と同じなのか、その辺が逆に、出てるほうを聞くのに、出てない会派はどういうふうに考えているか逆によくわからないのでその辺を聞きたい。

委員長 出てない会派は、うちの会派は出ているところと出てない項目があって、新政会では出てないところに関しては、取り立てて議論する部分がなかったというか、委員会の意見で基本的にいいだろうというところなんです。うちの会派そういうことなんですけど、明政会さんのほうは。

古厩圭吾委員 総体的にみて、それぞれ意欲を持って取り組まれることに対して、うちは半数ここへ来ているもんで、お二人の意見が主になって、これ以外の意見でことになるとそういうことになるんですけども、ただ改めて箇条書き的に出してくるような異論が出たわけではないです。ただ、基本的なその考え方としては、先行し

ている各基本条例をつくられたその議会が、それなりに張り切ってやったが、市民とのかかわりの中では結構自らもてあましていくような現実を感じている。だから、この委員会の検討に基本的にはお任せをしていくんだけど、ただそういう面ではある程度慎重にそういうことも検討をして、今からつくっていくのに、同じ轍を踏むようなことがないようにしてほしいという、そういう意味の指摘はもらっています。ただ改めて今までにそれぞれあがってきていることに対して、特につけ加えなきゃいけないとか、あるいはこれは削除したほうがいいとか、そういう意見は特に出ませんでした。あと、あるのは、2つくらいの項目については具体的にいうか、指摘もありましたから、またそこへいったらその話はします。

委員長 ということですが。では、決算特別委員会の設置のほうへ移りたいと思いますが、よろしいですか。ここは、じゃあちょっと上から、議長の肝いりのところでもありますので、市政同志会さんから少し会派のお話等も含めて、まず説明いただければと思います。

中原巳年男委員 今の古厩委員の話とあれなんですけど、うちの会派のほうで3人のうち2人がここへ来てまして、特別委員会としてはこういう方向だという話をする中で、特に特別委員会のそれでいいんじゃないっていうものについては意見が出てませんが、特にこの4番の決算特別委員会については、特別委員会としても決算特別委員会を設けるべきではないかっていうことで出てるんですけど、やっぱり特にこの部分っていうのは、会派としてもチェック機能を強めていくためには必要ではないかということで、ここについては特別意見を書き足しているという形です。

委員長 はい、ありがとうございます。上から私の新政会ですが、ほぼ市政同志会さんと同様で、まず決算委員会の前にチェックしていく部分では、実施してみるのがよいのではないかという意見でした。やり方については、ちょっと要するに具体的なものがここに事例として出されていないので、何とも言えない部分ですが、決算という部分に焦点を当てることも必要ではないかなといった意見でした。以上です。では、市民派連合さんはいかがでしょう。

丸山寿子委員 はい、済みません、全くまとまっていない意見であれなんですけど、ちょっと全体ですごく時間をとれなかったもんですから、人数もいることで、紙に書いて提出してもらったっていうか、全く委員と同じ意見のところはその旨書いてくださいという感じで、ちょっと出してもらったという部分もあるので、この2つ目のポツと3つ目のポツはまあいいとして、1つ目のこれをこういうふうに書いて出してもらった人に、内容をしっかりもう一度聞いてなくてちょっと申し訳ないんですけど、ちょっと違うと思います、これは、2番目と3番目は、予算決算と2番目のほうは書いてあるんでちょっとあれなんですけど、設置したほうがいいという意見です。1番上のポツは一人の人の意見です。済みません。

委員長 はい、公明党さん。

副委員長 まあ総論としては、必要だというふうには思います。ただその後、共産党さんが指摘されているように、どういう運用をしていくのかっていうことは非常に難しいなとは思っていますが、やはり今までの常任委員会だと、歳入、歳出セットでチェックができないという部分があって、そこはしっかりとセットで見っていく必要があると思いますので、この決算特別委員会の設置は基本的に必要だというふうに考えています。

委員長 はい、ありがとうございます。共産党さん、お願いします。

鈴木明子委員 書いてあるとおりなんです、特別委員会を設置するっていうことも、要するに審議を深めるっていうことで、必要っていうことは同じ立場なんですけれども、ただ、物理的にこの、今、決算だけで2日間やっているわけではないですが、基本的に2日間かける、3つ、ないし特別委員会も含めればもっとあります。それを委員会で時間をかけてやっている以上のものが得られるかどうかという点では、ちょっと疑問があるっていう立場です。特別委員会を設けていても、ずっとやっていて認定するのが12月の議会でやっているっていうところもあるっていうふうに聞いたりしているもので、そのやり方とかも含めて、現状でももう少し研究してもいいのかなというところなんです。ただ、予算、決算での的確な資料と、ちょっと抽象的な書き方をしているんですけど、ほかの自治体で予算、決算にあたって出している資料や何かについて、もう少し情報も集めたりして、どういうものを提出してもらおうのが私たちとしていいのかっていうことを検討することは必要じゃないかなって思います。それについて具体的なものがあれば、基本条例の中に明記することも必要になってくるかもしれないと。決算特別委員会がすぐにもてるかもでないかっていうこともあるんで、資料についてはそういうふうに研究してみたらどうかっていうことですけど。

塩原政治委員 ちょっといい。ちょっと今、鈴木委員の言った12月の認定っていうのは、翌年度の12月っていうことでしょうか。

鈴木明子委員 そうそう、私たちだったら9月にそれぞれの委員会でやって認定しているわけだけど、それが次の12月の議会まで続くっていう、かかっちゃう。

塩原政治委員 冒頭に自分が言い出した決算委員会っていうのは、基本的には、例えば2月とか3月にやるもんじゃなくて、予算、決算一緒に。1年のうち、もう通年的にやってくと、2カ月に一遍とか、そうすると2日とれば、2カ月に一遍やっても12回とれる。そういう意味で言っていて、これを基本っていうのは、企業はみんなこれをやってる。企業はみんな毎月やって、その月の次の月の中旬にはもう出してくる。そういう形にしていかないと、やっている決算がどうなってくるか、それで、それもわからないのに対前度予算に対する予算をやって予算審議になる、それでいいののどうかっていう疑問を呈しただけです。基本的にはこれ今全国でどっかの町かな、1カ所、やってるのは。そういう形で2カ月に一遍やって、当然最終的な2月頃には3月には、予算、決算一緒にしてやらないと、さっき公明党さんが言ったようにすりあわせがあるから、そういう面では必要かなと思うけれども。あくまでも自分が提案した決算特別委員会っていうのは、もう通年制で2カ月にするのか3カ月にするのかは別として、そういう意味です。お願いします。

委員長 そういう議長の構想というか、だそうですね。明政会さんでは、決算特別委員会について何か会派では、

古厩圭吾委員 特に問題はありませんでした。

委員長 なかったですか。

それで、中原委員、いらっしゃったので、少し、最初、前回の委員会の話をした後、各会派から出していただいたものを個別に、今、説明をさせていただいています。小野委員さんから、私から本当は説明しなければいけなかったのですが、これ、出ていない会派はどうしてかという御質問があったので、今、明政会さんは、ちょっとなかなか、まだそういう段階でなかったりという部分、でも一方で取り組んでいていただきたいという話だったんですが、和の会では、

中原輝明委員 まあ、ぼつぼつだな。

委員長 ぼつぼつですか。

中原輝明委員 そうそう。まとめるなんかいかねえわ。必要であるか、ねえかなんて話になると、また戻っちゃあいけねえもんでな。まあ、いいです、進めて。

委員長 わかりました。決算特別委員会については、ほかによろしいですかね、何か補足等は。

副委員長 確認しておきますけれど、特別委員会つうものは、もう調査研究することが通年通して決まっているので、設置イコール通年という解釈になるわけですよ。

議会事務局次長 そうです。

副委員長 そうだね。

議会事務局次長 はい。

委員長 じゃあ、いいですか。ちょっと単調な作業で恐縮ですが、それでは次へ進めたいと思います。政策立案・提言、(5)ですが、これ、内容を見る限りは現状でもできるが、委員会としては、もちろんこれからやっていかなければいけないといった意見が大勢だったんですが、ちょっとここ、市民派連合さん、予算すべてを把握して政策の立案は現状では困難といったような形のコメントがあるんですが、これは、またあれですかね。

丸山寿子委員 それぞれの方に出してもらったもので、済みません、あれなんですけど、中の一番上に書いてあるのは、今、現状で困難な部分があるってことを言ってるのと、2番目の人は今でも可能である、そういった部分があるってことをまた逆に言って、あと委員の中で出た、議員も政策立案していくためには、自分たちも勉強が必要だということは、同じ意見だということを言っています。

委員長 あとほかの会派は、大体似たような方向というように私は解釈したので、これ、先、いいですかね、進めさせていただいて。

じゃあ、めくっていただいて。7ですね、7とちょっと9をあわせてみたい形の報告になるのかと思いますが、議員間の討議、もしくは自由討論というところ。前進さんのほうでちょっと私のほうが読みます。議会は、市民を代表する機関であり、単に長の諮問機関になってしまい、すべて「異議なし」では、十分に役割を果たしたとはいえ、地方自治法上の権限を適正に行使した、市の意思決定機関でなければならないということです。この辺、ほかの会派の皆さん、ちょっと目を通した中では、議論は必要だけでも無理やり意思統一するような部分については、やはりなかなか難しいねといったような意見が、これ、私も見させていただいて一般的であったのかなというふうに思いますが、これ、もし何かここを補足説明したり、特に申し上げたい会派等あれば、説明をいただければと思います。

丸山寿子委員 市民派の中で一番上のところで不必要とは書いてありますけれども、会派内でできる限り意見、やっぱり交換したりやってもいますし、全くすべて必要ないって言っているわけではなくて、やはりそれも全く本当に一本化していくってということについて、ほかの方も同じですけども、そんな全部一致していくことは無理という意味で書いているというふうに思います。

委員長 ありがとうございます。(9)の市民派連合さんのほうでも、議員だけの議論、討論は必要であるが、本音を出せるか疑問なり、難しいのではないかといった意見もありますが、総じて委員会で議論してきた部分のかなと思います。何か会派で、ここは、この件についてもし申し述べたいと、書いてあること以外にということ、ほかにございますか。なければ進めたいと思いますが。

副委員長 合意形成という言葉がいいのか悪いのか、それはあれなんです、議会として最終的には多数決で決まったことをもって行政とやりあっていくわけですので、それぞれが言いつばなしで終わっていたんでは、議会の意味がないと思うんですね。いろんな意見があるのは当然だし、意見を戦わせるのはあれなんだけれども、議会として何らかの合意っていうことではなくて結論っていうか、そういうものは出していく必要があるんで、何て言うのかな、そういう一本化をしなくてもいいというようなニュアンスに取られるような感じは、いかがかなとは思いますが。

鈴木明子委員 私たちのところは書いてあるような状態で、今、中村委員が言われたような意味で議会としての結論を出すっていうことが必要かどうかという、むしろ逆の立場かなというふうに思うんですけど、議会ってというのは議員で構成されていて、議員はそれぞれ選挙公約を掲げて当選してきているっていうことで、会派を組んでいたりいろいろするわけですけども、そこに、その相互間では意見が違う場合は多々あるわけで、一緒になることもあるかもしれないし、違うこともあって当然っていうふうで、それは、例えば政策に対してものを言う時にどの立場でものを言うかっていうようなことは、それぞれ違いがあってしかるべきじゃないかと。ただ、例えば意見書や何かを出していくっていうような作業を今でもやってるんですけど、そういうようなところで大同一致して、大筋でこのことについて国に意見を言いたいとか、言っていくべきだとかっていうような、そういうところで一致できる議論というのはもちろんあると思うけど、例えば何かの、市長側の政策提案についてものを言う時に、こちらが一枚岩にならなければいけないっていうことではないんじゃないかと。それぞれがやり例えば、それぞれの立場で、自分が付託されていると思う意見を質問という形で投げかけて、政策を提案した人から答弁を引き出して、それについてどうだかっていうような判断を下して、最後の採決にいくっていう、そういうこともあるんじゃないかなと思います。ものにもよると思うんです。

古厩圭吾委員 こういう場合にせえ、結局その、例えば結論というのは、わかるわけ。このことの第何条何号はこういうことだっていうのは理事者が説明しているし、そのことは市民はいつでも見られる、わかる状態になって結論もわかるわけ。問題はむしろ、そのことの結論が出るために出てきた問題であって、結論をわざわざ言わなきゃわからねえってことは、現実にはねえと思うんだよね。全部公開してるわね、あの議会だよりでも出してる。1問は何々、2問は何々と、全部出してるし、市民が見たけりゃネット等で見るんなら見れるしということも含めりゃね、むしろ市民は議会でどんなことが問題になって、どんな指摘があって、あるいはむしろ、その原案反対をするような立場の人にしてみりゃね、私、こういう問題点を思っていたんだけど、議会はただ全く何もしななだかといったら、たまたま少数意見で結論には直接的な影響はなかったけども、こういう意見も出ると。そういうことのほうが、むしろおれは大事じゃねえのかなと思うだけ。だから理事者が考えて提案してきた議案についての結論での、わざわざ紹介するものでもなく、紹介するまでもなくって言い方は悪いが、多数決の結果は出てるもんでね。ただその時にAさんはどうした、Bさんは何って言ったっていうことを聞くなら話はまた別だけど、そういうことをやるなら個人が自分で、それなりの広報活動をすればいいんであって、全部まとめて議会が、例えば反対した人が、賛成の結論に多数決でなった時に、その賛成の意見をどうととしゃべれなんて言われたって、それは非常に難しい話だと思うんだよね。だから、議会全体として、全く意識統一ができるはずがねえと思うだよ。たまたま異論もあつたけどもこういう結論になりましたってことだけがわかれば、それでいいじゃねえかと、おれは思うんだけど。

委員長 ここでまとめることは、僕も。

古厩圭吾委員 ただ、そういう意見、今、その話が出たでね。

委員長 まさにこれは議会が表しているところなので、今、皆さんの意見がいろいろ出されている中で、議員が一番悩むところでもあると思うんですが。ちょっとこれは、条例、どうゆう文面にとか、もしくは案になっていくかは、まだまだわからないんですが。ほかにいいですかね、ちょっとポイントと言え、ポイントなんで、もし御意見のある方、もっと言えば、こういう条文にしるとか、いや、これはもっとぼかして書くべきだなども含めて、よろしいですか。

じゃあ、次へ進みたいと思います。議員が議論していったほうがいいんじゃないかみたいなところ、結構皆さん書かれているんで、これ会派内で、いや、そんなものはみみたいな意見はなかったですかね。特になかった。いいですかね。

古厩圭吾委員 議論をして結論を出すっていうことに対しての無理は、基本的には、うちの会派の皆さんは言ってるわ。そんなまとめられるもんじゃねえだろうと。それぞれの人が違う立場で違う思いがあってもものを言って、しかし結論は多数決で決めると。これはどこにも異論があるわけじゃねえんだから。それで結論が出るならそれでいいじゃねえか。それで結果については、それは当然従うべきことである。ただし私もそういうに転身しましたって、そんなことまで言って歩くことはねえし、結果は認めるよっつうだけであって、私は納得したわけじゃねえかもしれねえだよ。だからそんなことまでを例えば市民の皆さんに報告して、お前、じゃあよくそこで心変わりをしたな、なんて、そんなことを言われる筋合いはねえし、やる必要もねえだろうってのは、おれの結論。

鈴木明子委員 そのためにさっきのあのあれは、明らかにして。

委員長 そうそう、そうそう。

丸山寿子委員 委員長報告する人自体だって、もしかしたら自分の意見と違うことがあっても委員会としては、こういう意見も出て、こういう意見も出て結果こうなったって。全体についてもそういう気持ちですね。

古厩圭吾委員 それでいいじゃねえ。今、うちの議会は、そうやってやっているだけ。

丸山寿子委員 ただし、議員がね、まとまって強く行政側には一んとまとまって言えれば、それは確かに、それはそれで従うと言え、あるかと思います。そういう場面もまああると思うんですけど。

中原輝明委員 今、言った、議員がまとまればっていうが、議員はまとまらんよ。

丸山寿子委員 内容によっては。

中原輝明委員 絶対。ほとんどがまとまらねえな。まとまってもだめだよ、あしたの朝、狂っちゃうから。だから、おれが言うのは、こんなものあってもなくてもいい。本当に、はっきり言うと効果はない。こういうことだ、結論は、それでおれは終わり。あとは何にもねえが、事実そうだもの。だで、これは、うんと難しいだよ、最近。やっぱ、お互いに自由な身で出てきて、自由な戦いをするわけだもんだ。だで、これをまとめようと思っちゃいけねえだ。今、古厩委員が言ったように、最終はこれで決めるもんでさ、それには従うということだけのもんだ。自分の意見は正しいというか、思ったことはちゃんと発言をしたと、こういうことだ。ただし、みんなが、一人じゃないよ、だれについたとかいう、結果はそうなっていくと思う。いつもそうだが、ずうっとおれこれやってみて、最終は、あ、これでいくわなっていう、いや、はっきり言ってさ、途端、朝になりや狂っち

やう。それは、やっぱり自分の意思の固い人と柔らかい人と、それとは違うわけよ。結局、意に沿うのは、自分がだれのためにどうすりゃあ変化すりゃあいいかいけねえかって、自分で考えるだよ、そんなものは。それで結果は出てくるだ。それだけです。

委員長 経験に基づく、大変御示唆のある。

中原輝明委員 あとは、何にもございません。

鈴木明子委員 条例をつくるっていうことでも、今、先輩たちから意見が出てますけど、必ずしも何かこういう良い、これが良い方向ですかって、良いことを書くんじゃないで、今、やっていることをそのまま条文にすることだっても、もちろんあると思うので、そこら辺は、みんなの、この塩尻の議会が受け入れられる範囲でやるってことです。何か無理して入れる、内容を変えたりする必要はないということ。

委員長 ありがとうございます。

次に進みます。済みません、さっき冒頭、10の議決権の拡大について、ちょっと扱わないようなことを言いましたが、ちょっとこれ非常に重要ですので扱っていきたいと思います。こちらは、ちょっと各会派でスタンスが違ったものですから、まず私の会派からちょっと話を、新政会、上にありますので。議会が、ここに書いてあるとおりですが、やはり議会がいわゆる基本構想は議決事項だけでも、総合計画は議決事項ではありません、自治法では。あと、それから、今、重要になってきている福祉とか、もしくは都市計画、もしくはその他マスタープラン、いろいろ環境計画とかありますが、各種計画はせいぜい担当の委員会に説明がされることと、全協で説明をして、いわゆるよく言う理解を深めたという形で、結果的には行政主導のものは、そのまま自治体の計画になります。じゃあ議会は、もし予算提出権を持っていればそれでもいいんですが、予算提出権はなくて、首長の修正に対する議会の修正の範囲もなかなか限られていると、自治法上の解釈では。そういう中で、やはりこういう計画については、議決事項に入れる必要があるというのが、会派の中でも私の意見だったんですが、一方で、会派の中ではですね、議員は総合計画を政策的に現状で考える力があるかといった時に、なかなか難しいし、もう少し本音を言えば、総合計画の中に自分の地元のことが書いてないとかあるとか、そういう形になってしまうのもまたよろしくないのではないかとといった指摘もあって、私どもの会派では、こういう協議になりました。ちょっと会派の私の報告を先にさせていただいて、じゃあ上から順番に市民派連合さんのほうは、いかがですか。

丸山寿子委員 済みません、すべての項目において、すごく何て言うの、熟知した中で、意見を把握してない中で出してとにかくもらったので、悩みながらいうところもあるんですけど。現状で良いいというふうに出した人がいますが、どこまで議員が、そこまでやりきれんのかっていうのは、今、新政会さんのほうで、一方で議員がどこまでやれるかって意見があったということ、そういうことも含めているかなというふうに思います。ちょっと条例にうたう必要があるのかというと、ちょっとやっぱり内容をちょっとすごくどこまでというところ、ちょっとまだ私ども勉強不足なので、そこまで自分でも疑問を思いながら、そこにクエスチョンをつけながら、一応、検討してもらった状態なので、そんな段階です。

委員長 先に公明党さん。これについて、どうでしょうか。

副委員長 表現が難しいんですけど、事前審査にはなってはいけませんけれども、予算審議でも今やってる予算審議って、結構説明欄の個別事業に対して、いいか悪いかっていうような議論をして、結果としてそれが自分として気に入らなくても予算全体の中の一事業なもんだから、賛成せざるを得ないというような場面もあるん

じゃないかなというふうには思っていますので、きちんと議員同士が議論をして、議決までいかななくてもいいかとは思いますが、現状では議会の意思としてはこうだよということは、行政側に伝える必要があるんじゃないかなという気はしてるもんですから。

鈴木明子委員 何か具体的な、例えばこんなことっていうのがあれば。

副委員長 例えばね、今思いつく範囲で言えば、こんなに議論をした感じでどうもその事業に対して、あまりみんな前向きじゃないね、反対の意見のほうが強いねって言った時に、ただ個々で言っても行政が予算編成してしまえば、じゃあ、それに対して反対はできるんだろうけれども、現実、そうはできないっていうような場合に、じゃあ議会として行政側にそれに対する意見書なり附帯決議なり、そういうものをつけようじゃないかっていうようなことも必要だというふうに思ってますね。

鈴木明子委員 予算全体に反対するほどじゃないけども、この部分について意見があるっていうような、もし、場合、中村委員が言っているのがそうかどうかかわかんないですけど、そういうような場合には、討論の中でね、そういう表明をして賛成をすとかいうような討論のやり方っていうか、そういうのもあるかなあと思うんですけど、そういうのじゃなくてという意味ですか。

副委員長 今、現状で本会議の場面でね、最終的にそうするっていうのは、非常に労力がいることだと思います。

古厩圭吾委員 ちょっとおれ昔のね、議会で感じたのはせえ、やっぱし常に反対されてきたところもあるわけど。ある部分が同意できないから、この予算案に対しては反対すると。近ごろはそういうことはおっしゃられなくなったけれどもせえ。そういう現実について、おれもその経過は全然わかんねえもんで、何とも言いようがねえんだけど、例えばそういうことも含めて難しさはね、いや、おれもあの当ても感じたし、今も、そういう面で、今、言われているようにある部分について同意できねえ部分があると、しかし大勢として、こんなんしょうがねえだろうっていうことで、本当はそういう部分も内蔵してるんだけども我慢せざるを得ないみてえな現実には、どうやって対処していくかって話になってちゃうと思うがさ。だけど、あんまり話し合いしてりゃあ結果的には全部賛成になっちゃうでね、何にも言う前に。外には何にも見えなんで全部賛成だったと、これになっちゃう。だから、この非常に始末の悪さとね。だからむしろ、そういう問題があったら出して、しかし結果は少数派だったりさ、あるいは討論では出てきたよって話で行かざるを得ねえのかなって感じはするがね。そういうようなことを全部決めれば、もう何もやることはねえと。議会は最後に決まったことにしゃんしゃんしてるだけじゃねえかって言われかねえでせ。

鈴木明子委員 古厩委員のおっしゃるのに私も賛成なんですよね。最終的に賛成するにしても、賛成討論の中で、この部分については、こういう意見を自分、あるいは自分の会派は持っていて、だけど、その全体としての予算編成については賛成するっていうやり方もあるだろうし、そういうことも討論の中で明らかにするっていうのが議会かなっていうふうに思うわけです。だから、今、全然表明する機会がなくていってしまうっていうことではないというふうに、やる手だてっていうのは、ないわけではないと思うもんで、ということです。いいんではないかと、決めなくても、議会としては。

小野光明委員 全体の個別化っていうことっていうか、本当におかしいことは、やはり削れると思うし、多分、法律上も感染症であるとか災害であるとか、意外と限定してあって、今までの解釈が全体討論を聞いてると、何か知らないけれどおかしな論理でできないみたいなことがあったように思っていて、本当にその事業がおかしい

っていうことであれば、過去で修正で通った案件8件くらいだったと思います。本当に議員が考えておかしいという時に修正できるという議決権てのは当然あるわけで、今までは、決算とか見ていってもですね、何か行政のほうに乗かって理解してしまうとできないと思うんですが、例えば体育館の調査費用もあれだけ議論して、結局使ってねえじゃねえかみたいな話をするわけで、だったら最初から議会ははっきり使うなって、削れって言って削っておいたほうがわかりやすかったのかなということもあるので。一方でその議決権を拡大して総合計画等に広げてみたところで、本当におかしいと思えば文言の修正とかですね、できるはずで、確かにいろんな労力とかは使いますけど、その辺をしっかりと考えていくことが大事だし、何か部分的に削るところが悪いとか何とかというの、逆に言えば行政側にとってはものすごく都合のいいような、私は解釈じゃないかなと思うので、そこは今後、議員の考え方の違いがあるので一概には言えないとは思いますが、全国的には、やはりその修正案件っていうのはふえているので、それが結構通ってるところもあつたりするので、それがいいか悪いかってのは、また議論する必要がありますけど、ただやみくもに議決案件を拡大しても圧倒的に原案どおりが多い中で、それでいいのかなって感じがします。以上です。

委員長 ほかにありますか。ちょっと私のほうで議論を戻させていただいて、戻すっていうか、今、小野委員がおっしゃったのは、出口をきちんとすればということですよ、私の解釈でいいのかわからないけど。いわゆる予算の決定する修正をとかで議会在きちんチェックできれば、議決権を拡大しなくてもいいっていう。

小野光明委員 議決権という、これはね、いろいろもう少し今後検討して。

委員長 そう、ちょっとアバウト的、抽象化して説明ができなかったの。

小野光明委員 議案でふやすっていうのは、一つの傾向ではあるかもしれませんが。

委員長 自治体っていうのは計画行政で、いわゆる計画に本来ないものが、予算に出てくるってのはおかしいってことがあって、じゃあ、その計画自体を議会在きちんチェックしていく意味で、いわゆる一般的には、この議決権の拡大ってのは、ほかの他市の条例等では総合計画、いわゆる先ほど申し上げた計画の部分ですね、行政のほうが行う計画について議会在責任を持つと、もしくは行政側が議会在にとって納得しないような計画を出した時は、議会在でもちろん修正するという、その入り口の話の議会在、議決権の拡大をここでは、私は理解してお話してるんですが、何かありませんかね。そんなものをやっても無駄だっていうのであれば、それでも結構ですし、それとも、その前の計画段階に議会在が携わって、それにあわないような予算が出てきた場合は、否決する根拠にもできるわけですね。

中原輝明委員 ただ、今、言われていることは、お互いに議員がそれぞれ理解不足だと思うんだけどさ。芯までとな、表だけでいい悪いっていう判断じゃなくて。これは委員会の問題は、委員長の報告にもあるだ。それで、報告する中で委員会では論議されたことも、この間も出てねえわけ、報告に。そういうのは、例えば、例をちょっと言うけども、ウイングロードの話だけども、あの3階のカルチャーセンターか何か知らない、その問題についてうんと疑問を感じたわけさ。あれだって1億5,000万円だか、8,000万円かい、で開設するわけだけども、その部分についてみんなが疑問に思ってるわけだよ。それは業者が一蓮託生でやらなければいけないという、本当に全く連鎖するように下から、1階から3階までずっと続いているような説明をしたもんで、文句を言って、あん時、論議は大分ただけども委員長報告には全然出てねえわけさ。だで、ああいう部分の時に議員がどういう考えを持っているかだ。地域の皆さんが全然潤ってねえわけさ、建設業、建築もそうだけだ。だで、

その説明を聞くと1階から2階まで続いて3階までも同じ業者じゃなきゃ一連の仕事はできねえって言う。違ってたって言うだ、それは。3階から上は市の予算でやるもんで。そういう部分を大きく市内の業者に、関係する皆さんに温かい手を伸べたらどうだって言ったら、そういうに説明して、そういう論議ってのは出たって言わん、この間の報告には全然なかったわけ。やっぱり委員長ってのは、正しい報告をして正しく判断してくんなきゃ、議員の皆さんと。その次に、議員がみんなで議会で聞いてた時に、これは、いけねえなって判断ができるのか。あるいは、そういう論議が出たということを各会派で話をして、そんならそれについては、これだよという、そのくれえまでも徹底しねえとだめだし、議員も考えなくてはだめだ、この部分がいいかいいけねえかってこと。だもんだで、この今論議してるってのは、難しいって言やあ難しいけど、楽だって言えば楽だ、勝手だわ、てんでに。最終になりゃ、おれは議員の立場だよって一人で出てきた時に、一人でこういう約束をして、投げやりだか何をしたか知らんがあって論議して出しゃあ、そういうことはできなくなっちゃうな。本当に正しい、お互いに理解ができるかできねえか、それも、議題に対しても問題に対しても。ちょっとこの部分は、気兼ねしなきゃあいけねえ、市長にも気兼ねがあるでなんていう考えじゃあ、お互いを良くすることはできねえ。そういうわけです。

委員長 わかりました。ちょっとこの議決権の拡大は、なかなか、あまり発想が今までないようなところだと思うので、議会としては、また、これ、次のフレームのところでしたほうがいいかな、イメージだけ。

副委員長 ちょっといまいぢね、何て言うんだらう、条例にしなきゃいけない部分と議員が心得ていなきゃいけない部分と、今、ごっちゃになってるんで、ただ思いついたまま、だらだらとなんで、あれなんです。

丸山寿子委員 この議決事件ということの内容もちょっと議員自体もわかんなくて、取りあえず持ってって、よく説明も十二分に話し合う時間ってのもなかったんで、とにかく書いてもらったというあれなので、そんな段階です。

委員長 わかりました。ちょっとこちらの説明不足もありましたので、きょう、ちょっとこれ以上は、この議決権は触れずに、またもう一度具体的に出てきた場合は、さらに深くということで、次に進みたいと思いますが、いいでしょうか。

次の反問権は非常にわかりやすいと思いますので。じゃあ、各会派から出て、一応、順を追って説明していただきたいと思います。前進さんは書いてあるとおりです。一応、読み上げますね。反問権については、互いに疑義解消のための質疑はあり得ることから、敢えて反問権の文言は必要ないとの考えで、前文中の基本精神にうたうことで対応できると。「2つの代表機関である議会と長が互いに活発な議論を行い」を前文の基本精神に入れるということで、どちらかというとなりの中に入れてではなく、そういう精神、基本条例らしい前文でうたえばいいという形の御主張です。

市政同志会さんは、これはどうでしたでしょうか。

中原巳年男委員 結局、反問権という項目自体は設けてもいいんだけど、この反問権を、何ていうのかな濫用ってことのない、反問権の範囲を明確にした上で、もし、限定する形で明記したらどうかと。

委員長 趣旨確認程度という意味でよろしいですか。

中原巳年男委員 そうです。

委員長 新政会もほぼ同様でしたね。趣旨確認の範疇であれば、明記してもよいのではないかとということです。市民派連合さんは、

丸山寿子委員 同じです。

委員長 同じですか。

丸山寿子委員 はい。

委員長 公明党さんは。

副委員長 同じ。

委員長 同じ。共産党さんも。

鈴木明子委員 そうですね、同じで、その現状を条文化すればよいと。

委員長 現状を。

鈴木明子委員 現状を条文化すればいいと。

委員長 そうですね。明政会さんは。

古厩圭吾委員 これについてはね、そういう話の中でもものを言うなら、そんなものは書くまでもないことだと、簡単に言やあ。条文にうたわなきゃあ。もし反問権で、その程度のことなんて何のために質問を取りに来て、あんなに手間かけて、職員が来てどんなこと聞きたい、そりゃ何だいなんていうこと何もねえよと、そういうこと言うならね。おれに言わせればそういうふうに思うだよ。少なくともこちらが何を聞いてえかなんてことは、わかっているわけだ理事者は、本当のことを言って。だから、その程度の範疇のことを、これ、条文にうたうなんていやあさ、この範囲までは反問権として認めますなんて、そんなことを書く必要はねえだろというのが、うちの会派の総体的な意見です。ですから書くことは何も無いということです。

委員長 議長は、何か。

塩原政治委員 うちの、全員一致です。

委員長 中原委員、この辺。理事者が反問。

中原輝明委員 今と似たような、今と同じだけでもさ。この意見と同じだ。

鈴木明子委員 松本市のやつを見るとね、まさに書かなんでも書いても一緒のようなことが、でも、ちゃんと条文になって書いてあるもんで、それはそれで書いてもいいかなんて思っていたんですけど。議長から本会議及び委員会に出席をさせる市長などは、唯一、議長又は委員長の許可を得て議員の質問に対して、質問趣旨の確認等のために反問することができるっていうふうに書いてあって、普通にあるとおりに書きゃあいいんじゃないか。

委員長 わかりました。何かありますか。いいですかね。若干、調べたのを紹介させていただくと、何でもこういうものをつくったかという、当初は議員が何でもやれやれとか、根拠のない質問がなくなると同時に、行政とね、議論をちょっと、質問を聞くだけじゃなくて多少議論できればなっていうとこだったようですが。ポイントは議長が許可、あんまり、例えば特別委員会とか、例えば市長さんが出てきて議員の質問に対して、そんなもんでできないとか、財政がないのにと、財政はどうなってるんだとか、どんどん逆質問するようなことがあれば、委員長なり議長がきちんと静止して、そういう質問はしないようにっていうこともできますし、入れてもいいのではないかという考え方と、あと最初に入れた栗山町でも、まだ3回しか使われてないという現状も御報告申し上げておきます。ここは蛇足の部分ですが、一応、委員の皆さんに共通の認識として持っていただければ、もう少し言えば、条例の中ではあまり反問権っていうのは、ものすごい重きを重くすることでもないのかなというの

は、個人的には思っておりますが、ただあったほうがわかりやすくいいのかなと。

古厩圭吾委員 ただ、そういう思いで議会がいても相手方は逆手にとってね、反問権できるってうたってるじゃんかと。ついちゃ、これは何だ、あれはこうだ。議員が何を聞いてえかわかってるだよ、向こうは、質問だって来てるんだから。職員がみんな長蛇の列で来ててせえ。それじゃあ、自分で今度は反問をすることだって準備できるわけせ。わからなくて聞くじゃないよ、困らせるために聞くだよ、そこらのものは、議員が困るようなこと。だから、そんなものをさ、議会が何でつくらないけりゃいいんだっていう思いがあるだよ、おれにはね。うちの会派の皆さんにしてみても、何で、だって反問しなけりゃいいねえほどわからないことを聞く、皆さん。だって、おれの聞いてえこと何だといって言やあ、あのくれ聞かれりゃね、みんな白状してるわ。おれはこういうことを聞くよって、そう言ってるだもん。だから、それでまだわからねえようなそんな理事者が何か答えてもらうだけでも迷惑なことなもんだからさ。だから、そんなことに何かわざわざ条例をもっておろす必要があるだかっていう観点から見れば、言うまでもねえことだと、こんなことは。だから、その程度のことなら反問権だなんて言うのもおかしいと。わからねえなら、こういうことをお聞きになりてえだかいね、くらいなことを言われて、それが反問権にどうだらこうだらなんて言う気ないよ、全然。だけでも、あんた、そんなこと言うのは、予算的に、今、うちの予算が幾らでこうだああって言って、それをフォローできるかとか言ってこれりゃあね。だからそういう可能性を議会が受け入れられるかどうかで部分まで考えねえと、あんまり簡単に格好つけて反問権を認めるなんて言ってっから、そのことはいいです、このことはだめですって、それでは、介入した議長が悪いとか、委員長は勝手に介入してきたとかさ、そんな話になるようなことは、なるべく避けておいたほうがいいかなっていうような声が出ました。

委員長 あんまり文言、ここではあれですけど。議員の質の話になっちゃいますけど、本当かいと、そんな話あるだかいってというような質問をする議員がね、いる限りはこういう話はあると思うんですよね。何言ってるだいと、行政側からすれば。ほんとに市民がそんなこと言ってるだかいと。

鈴木明子委員 私たちがつくるのだから、行政側は。

古厩圭吾委員 そういうふうには伝わりゃあ、おれも何ですか、へ理屈を言うと言われてるもんでさ。だけど何がへ理屈で何が正論かなんてことはね、だれも決められねえだ、そんなものはね。だから問題は、それを聞いたり、見たりしている市民が判断することだよ。だから、そんなとこまでね、答えるべく者が決めつけるような発言をするなんていうのは、相手にするときにこんな人のいい条例をつくりゃね、逆手に取られるよ。そういう面では、全国的に結構そういう立派な首長さんが現れてきてるもんでさ。だから、おらあも理性をもってやるうと思っただって、相手はそうじゃねえかもしれねえぐれえの思いであるけどさ。それはさっきの話の九州のような、あの市長が出てくりゃあ、本当に何言うかわかんねえよ。お前から自分で決めた条例じゃんかと。それが何で守れねえだと。条例の範囲はここまでですなんてどこに書いてあるだっていうようなことを言われてくりゃあ、どうする。それはその首長の強さってのはね、逆に議会は基本条例をつくるなら議会をいかに守っていくかっていう姿勢を基本に持ってないと、逆手に取られる時に対応できないよ。

委員長 強行にね、私も趣旨確認じゃない反問権、いわゆる逆質問できるような、そういうものを認めたいわけじゃないですけど。そういう首長が出てきた時に対応できない議会であってもいけないのかなと思うんですね。

古厩圭吾委員 だから、そんな格調高い思いでやりてえさ、だけでも。

委員長 実際はできないという。

古厩圭吾委員 現実だね。だから、今そこまで踏み込めるかっていう、ある種のその次元の問題から言えばね、この時点でそこまで踏み込んだりするようなことをやれるのかなっていう不安感のほうが、おれはある。

委員長 ほかに反問権について、よろしいですか。ほとんど各党派同じ御意見だったと思います。条文に明記する、明記しないは別として。

じゃあ、次へ進みます。いいですかね。市民との関係のところ、ちょっと私のほうでは、議会報告会だけを先にやりたいのでピックアップしましたが、その前段、もし市民に対する説明責任なり、開かれた議会なり、各党派から御意見出てますが、逆にちょっとここで党派同士で、これどういうことって聞きたいのがあれば、少し3つ、何かあれば、2の議会と市民との関係の(1)(2)(3)のところですね。何か全般を含めて、いわゆる市民向けの情報発信とか、そういう部分だと思んですが。ちょっと触れさせていただきたいのは(1)の市民に対する説明責任のところ、公明党さんが定例会のポイントを委員長が解説し、議論の経過を動画で配信するというのは、お時間があれば後で松本市でやっているのを、きょう動画で用意しましたので、またごらんいただきたいと思います。

条文の話よりも、実際の運用の意見が多かったんで、ここは。私のほうからいいですか、1点だけ。開かれた議会(2)の共産党さんのポツの真ん中で、傍聴しやすく会議日程の広報というところで、これを具体的に。

鈴木明子委員 あんまり難しい話じゃくて、会議日程はなるべく決まったら早く、こういう会議がいつあるっていうのを知らない、市民はいくら開かれているっていても見に来れないわけで、そういうことをしたいじゃないでしょうか。何か直前に決まったのでって、どこか逃げ切りで傍聴を謝絶するために、そういうふうになにかやったとかというところがどこかで報道されたような気がしたもので、そういうことをしないようにできるだけ、あらかじめ日程を公表して会議が設定されるようなのがいいんじゃないですか。

丸山寿子委員 それっていうのは、定例会の委員会とかではなくて、通常の普通の会議ってことですか。

鈴木明子委員 例えば、あれはどこの議会のことだったかな。協議会が何かをやるのに、協議会だったか委員会だったか忘れちゃったけど、不定期な会議、何か特別議題があってやられる時に、あんまり傍聴者がいないほうがいいって思ったのかどうかわかんないけども急に決めてやったので、皆さんが知らないうちにやっちゃいましたみたいなので、取材ができなんだとかっていうような、そういうことがあったとか、なかったとか、ちょっとどっかで読みかじったか、聞きかじったことがあって、そういうことはできるだけ少なくしていくっていう努力はするべきじゃないかなという、そういう意味です。

塩原政治委員 これもね、今、議会、本会議は録画してやってる。そういう意味から言えば予算の問題も絡むんだけど、委員会審査もすべて録画できれば、そういう方向に持っていったほうがいいんじゃないかと、自分はそう思ってますけどね。ただ予算的な問題が絡むからね、どうなるかっていう。

丸山寿子委員 ただ、後ですけど、委員会の文章では、インターネット上に発言が全部、本市の市議会は出されていますよね、委員会審査の。

委員長 議事録は。

丸山寿子委員 議事録はね。後にはなってますけど。

塩原政治委員 議事録、見ている人もいて、やっぱり、そういう委員会やってる状態を見たいっていう市民

の人も結構いるみたいなもので、今、そういう話したんだけど。これはね、本当の検討課題として今回に入れていくのか、この次のほう、あれに入れるのかってこと、ちょっと考えるべきことかなと思います。

丸山寿子委員 委員会の議事録もまだ載せてない議会ってのも、結構多いんじゃないですかね。だから、いいってあれで、やらなくていいってわけじゃないけども、と思います。

塩原政治委員 多いんだけどね。

中原輝明委員 委員会の状況を流すとか流さねえとあって、それはどうなってるの。

塩原政治委員 議論になってないもので、できたらそれもね、ちょっと考えてもらったらほうがいいんじゃないかなって、今、やってる。

中原輝明委員 委員会はやったほうがいいよ。本会議、あんなものしねえたって、決まったようなもの。委員会さ。

丸山寿子委員 文字ではね、もう流されてます。

鈴木明子委員 委員会のその議事録は、インターネットでも調べられるし、来て申請してというか。

委員長 情報公開で。

鈴木明子委員 情報公開で出してちょうだいって言って、紙ベースでもらってくるっていうこともできる。

中原輝明委員 ただ余談になるけども、おれ、質問もしなんで聞いているっきりで、知んねえくせに何だっって言われるけども、普通の一般の代表のを聞いていて、そこへ行けば解決できるようなことを聞いて、野暮なことを。もう少しポイントを上げてもらいてえな。あんなちっぽけな、あんなところでしなんで。議会っちゅうの、塩尻市全体を見た大きな中からさ、やってほしいね。やっぱしさ、自分のちょっとしたことができるようなことが、そこへ行って部長に話しゃ全部できるようなことが幾つもあるよ。そんなものをあんなところで堂々とやったってだれが聞いているだい、あんなもの。もう少し大きいものをやってほしい。例えば体育館にしても。例えば、ウイングロードのこれからの行き方について。やっぱし、それが塩尻市はメインじゃないの、あんまり小さいこと。昔、おれ、一番最初の頃、消火栓のふたが上がってるでなんて本会議でやってるだでな。建設部長に聞いているだよ。あっこの消火栓のふたがあいてるのは知ってるか、あれを直すか直さねえか。とんでもねえ話だ。もう少し大きいって言っていいか、小さいって言っていいか、ちょっとおれにもわからんけども、そういうことも考えてほしいね、余談だが。

委員長 議員の資質なり、そういったところだと思います。

次へ行ってもいいですか。私、個人的で失礼ですが、体協とは議連で、この間、ちょっと条例とははずれませんが議員と話した時に、議会はどうしたんだっていう質問、いわゆる、あの体育館の問題、その後どうなったんだっていう質問が非常に、僕、多くて違和感を感じたんですが。

丸山寿子委員 体協の人からってこと。

委員長 体協の方々から。あれは、まさに委員会の審議、地域開発ですか、あの議員同士でやったのを見せておけば、ああいう質問って出てこなかったのかなと、僕は思ってますけども。

鈴木明子委員 見にこなんで、いろいろ言うなって。

委員長 それを言われたらおしまいなんですけども。そういう意味では、条例とは関係ないですけど動画で置いておけばいいのかなって、本会議場みたいに。

鈴木明子委員 それは、予算や時間に際限なく投入できる状況があればね、何だってやらないよりはやったほうがいいかもしれないけど、ただ、市民も今の話ではないですけど、委員会自体は公開されてるわけだから、やっぱり自分たちの団体として何か取り組んできて、それに対して意見があるっていうならば、傍聴に来ることももちろん可能な条件の中で開いてるので、やっぱり市民だって、ただ自分たちの権利を言うだけじゃなくて、やっぱり努力する、行動するっていう、参加してくるっていう、そういうものがあってこそその開かれた議会だと思うもんで、そんなに口元までお水を持って行って、さあ、お上がりなさいってやらなんでも、私はそこまではできないこともあるんじゃないでしょうかっていう思いもありますけど。

委員長 古厩委員はどうですか。

古厩圭吾委員 これねえ、ある面じゃ予算に絡むという感覚で、うまく利用されかねえ部分も含んでるだよ。例えば、議会の、それじゃあ費用をどのくらい認められるかっていうような感じの中でね、一方では広く知らしめるように、あるいは私どもの意見を私どもに見えるようにっていう発想と、それをするために、じゃあどれだけの負担が必要であるかっていうこととの整合性がね、あるわけだね。だから、そうはいつでも、そういうことに必要な金を、おれはかけてもいいだろうと思うよ。それで予算の関係でって言うけども、予算について、おれたちは知らねえんだから、そんなことを言っちゃあいけねえが、どこまでできそうな予算があるのか、どこまで議会が使えるのかって、結果的に総合的な組み立てがどこまで可能なかってことを考えてみりゃあね、議会から提案していく必要性は絶対あると思ってる、おれは。だから、そういう要望が大きけりゃ、そのことはいつ決めるんだ、市民要望も多いからっていうことで言うっきりしょうがねえし、そういう要望を持っている市民ってのは、基本的にはいっぱいいると思うだよ。だからある面では、ああいうところの施設をつくっていくための必要性を指摘するのと同じ、ある意味じゃあ、それ以上にそういう関心を持っている人もいるかもしれねえ。ただし、おれはうちで見えねえ、そこまで出ていくような時間的な余裕がねえとかさ、それじゃあ、おれの給料を補償するかなんて言われりゃ、そっちのほうがよっぽど金がかかっちゃうもんでさ。だから、含めりゃね、トータルをしてこの辺まではっていう面で、ある面の広報広聴活動ってのは、それなりの、おれは位置づけを得ていく必要があると思ってるよ。だから、そのことにあんまり遠慮して、議会予算を減らしてほめられたことなんて一回もないよ。そんなこと言っちゃいけねえが、なんで一番最初に議会の予算があるかかって聞かれるくれえなもんだ。

委員長 ちょっと済みません、結局、結論の出ない話なんで、少しお聞きしたかったんですけど。あとほかにないですかね、議会の情報公開とかその辺、条例に関して。

それでは議会報告会について、各党派、御意見をいただきたいと思います。前進さんは、議会報告会は一方向的でなく、市民等との意見交換の場を設ける。市民とともにあるべき議会として、市民との触れ合いの努力が不十分であると。現状は、ふれあいが不十分だという認識に立って、意見交換の場を設けるべきだといった趣旨の御意見です。過去の委員会等を見ても、やれるけども、さて人が来るのかというのが委員会の部分であったのかと思いますが、やっていかなければならないといった意見もありました。

続いて新政会のほう、私のほうから先に説明させていただくと、基本的には実施すべしだろうと。賛否が分れた決議であっても、先ほど出てきましたが、これは経過を含めて委員長が報告するような形で報告を行っていかばいいのではないかという形です。どちらかというと議会報告会は、議会が議決したことに対する説明責任を果

たす場をメインとして、もちろんそれに対する市民の意見はお伺いするのは当然なんですけど、そういう位置づけでやっていったらいいのではないかなという意見です。

では、市民派連合さんは、どうだったでしょうか。

丸山寿子委員 一番上のことを書いた人が1人いまして、実効性についてどうですかという思いがある人が1人いました。あとの3つは、必要と思うんだけど、その会のあり方、進め方等は、最初に、やはりちゃんと検討しておいたほうがいいという意見。それから、右のほうの委員の意見で出されたのとあれですけど、同じだから、市民の意見を聞く、そういう機会をつくる必要があるということを言っている点。それからもう1つは、委員会の委員長報告のような形になるっていうのが、今よそでやってのを見た感じでも、公平な報告みたいな感じでやってるところが多いと思うんですが、なので、そういった点もちゃんと明記して条例をつくっていくっていうような意味で意見が出されています。以上です。

委員長 ありがとうございます。公明党さん。

副委員長 効果についてはいろいろあるとは思いますが、私は実施をして継続的に、だれが来ようが、来まいが、しっかりやってくところそが大事なというふうに思っています。周知の仕方だとか、会場の設定の仕方だとか、そういう細かい点については、その都度修正するけども基本線はとにかくやると。市民がやってるってことを知ってるっていうことが浸透するまでやるということが大事なというふうに思っています。

委員長 じゃあ、意見がなかった会派からちょっとお聞きしたいと思いますが、まず、共産党さんから。

鈴木明子委員 私んとこ、1番に書いてあるじゃん。(1)に。説明責任のところ。

委員長 そうですね、失礼しました。

鈴木明子委員 だから、どこに書くか。回数とか時期については、やり方なんかも含めて検討はあるものの。

委員長 実施、開催していくことも必要じゃないかと、むしろ。

鈴木明子委員 それだけってわけじゃないけど。

委員長 ないけども。

鈴木明子委員 市民に対する説明責任は、私たちは基本的に会派とか一人、個々に、会派、あるいは一人の議員として説明責任を負ってると思ってるけれど、それに議会全体としてっていうのがあっていいんじゃないかという気がします。

委員長 ありがとうございます。明政会さんは。

古厩圭吾委員 反対する理由は基本的にはねえんだけど、ただし、うたうような期待するような、双方だね、これは議員にとっても市民にとってもだが。結果が得られないことが、ほぼ今までの例を拝見してりゃ、それぞれのところでやってる経過を見ても、結構思ってる、意に反するような流れをされているのが現実だわ。このことをどうやって仕切れるような体制を実行するためには、そういうことまで含めて、かなり綿密な検討をしとかねえと、うたって、思いはこうだったけれども、結果はこんなもんで終わっちゃうっていうようなことになりかねえで。だからそういう面では、この悩ましさっていうか、結構格調高いことを言ってるけども、それぞれの取り方によっちゃあ、おめえら、ただうたっただけで、こんなことが何の価値があるだみたいに。それで、報告することの必然性に対するそう問題点も感じねえじゃねえだよ、正直な話すると。議会報告、報告っていうよりも、むしろ市民との交流みたいな感じにウェイトをおかねえと、こういう結果になりましたなんてこと報告

することは、おれはねえような気がする。やりたきゃ自分の支持者と話したほうが、よっぽど報告にはなるかもしれねえ。おれは、そういう面では、今、大上段に振りかぶるような効果につながるかっていやあ、非常に疑問に思ってる。どこも、その議会としていいことを言ってるもんで、市民の受け止め方は全く意に反した結果きり感じられねえが、議会は怠慢じゃねえかみたいなことを言われかねえようなところに結びつくのかなあって思ってる。代表してだれかが議会報告すれば、その報告は、さっきもちょっと話があったが、これ落ってるじゃあねえかみてえな思いがあるだろうし、そっちばかり強調すりゃあ、何だってまた出るだろうし、そうすると混乱を皆さんにお見せをしてどうなのかなってことも含めて。こういう形のこの成果ってのは、議会がこうやってるっていうジェスチャーを示すにはいいかもしれねえけども、成果には、おれはかなり疑問符がある。だから、この結果がこうなりましたっていう報告を主体にしてえなら、委員会や本会議はもちろんのことだが、委員会や何かを見れるような形をとることのほうが、よっぽどわかると思います。ごらんいただけりゃ、そのとおりでございますって、言ったとおりのこと、わかりいいのかなとおれは思います。うちの会派の皆さんもどっちかっていうと、反対することは何にもねえんだけど、しかし難しいだろうと。このことが実行につながるっていうのは、大変だろうなっていう思いが強い。

委員長 ありがとうございます。じゃあ、中原委員、何か、会派では。

中原輝明委員 先ほど中村委員が言ったようにな、やっぱり人集めてことは、人が全然集まらねえって、おれも視察に行って聞いたが。それでやっぱりね、行政から団体長みたい連中を強制的に集めてやっと来てもらって、何だやと言って、みんな帰って終わり。全然人が、ただ問題は、人を集めるってことが一番重要だって言ってたよ、関心が。今の状況の中じゃ、関心はあんまり高く、低いと思うよ。高くねえと思う。ただ、そっちで言われたように後援会に集まってくれやあって言って報告するなら多少なりとは集まると思うけど。効果ってのは、あんまり出ないと思うな。人が集まらねえ。市長が行ってやっても集まらねえって話。どうしょうもねえ。そんなようなことです。

委員長 市政同志会さんは。

中原巳年男委員 今の話と同じなんですけど、この間の体協のが行政で来て、飛び込み市民会議ですか、それで、あの資料を出して説明したにもかかわらず、そこに、あの時は体育館のことをメインで回ってるんですよ。その時に体協の役員の人たちが出ていれば、決してこの間のあんな話にならねえはずなんですけど。てのは、動員はしてるんですよ、動員してるから体協の役員が来てて、それは、その案でいいですよ、いいですよって言ってるのと同じで、やったことの、どのくらい理解してもらうっていうか、参加してもらえるか、あれだけ各種団体をかり出して何とか行政でやってる飛び込み市民会議をやってる中で、どういう範囲で、どんな内容でやったら果たして人が興味を持ってもらえるのかっていうと、先ほどどなたかちょっとおっしゃってましたけれども、報告会っていうよりも、もうちょっと違う形でまず回数をやってくっていうことのほうが、いいのかなっていう気はするということで、やる必要はあることは理解するけども、やる方法、やり方、どういう形で人を集めるか、その辺のところを十分検討する必要があるということです。

委員長 ありがとうございます。あとは皆さん聞きましたね。議長、何かありますか。議会報告会に関して、御自身で。

塩原政治委員 こういうのは、さっきの中村委員も言ったけど、やはりこれはある程度聞くだけ聞いて、皆さ

んが理解した上で、やはり振り分けしていったほうがいいんじゃないの。条例として残すもの、あるいは規約とかそういうものでいいものとか。そういう形にしていけないと議論としては進んでいかないうな気がする。だから、きょうは、ある程度ね、基本的なものだけみんなで話をして、ある程度、いい悪いとか、いろんな話が出ただから、それをこの次は、条例のほうは、こういうもんでやってく、こっちはこっちで規則にするとか、規則にするとかっていう形でもってかないと、すべてこういう議論で終わってしまうという形になりますよね、そんな気がします。

委員長 休憩とりますか。じゃあ、10分くらいちょっとお休みしましょう。

午後3時06分 休憩

午後3時16分 再開

委員長 それでは再開します。時間のほうから見ると、一応、皆さん御意見いただいたので、いいですかね。市民との形については、もう委員会ではかなり議論してきたので、それを踏まえたいと思います。

めくっていただいて、議員とは、というところですが、(1)の市民の代表としての活動というところ。結構、意見が出てきましたので少し上から紹介させていただきたいと思います。まず、前進さん、議員は、特定地域や住民、団体の代理人や代弁者でなく、市民全体の代表者として常に地域社会の将来見通しや社会情勢の変化を的確にとらえ、その対応を実現するために努力すること。ということで御意見をいただいています。これについて、市政同志会さんは、いかがだったでしょうか。

中原巳年男委員 結局、書いてあるのは、議員は必要ないと思われないようにすることということですが、議員としてのやるべき仕事といいますが、そういうものをしっかりとやっていけばそれでいいということですかね。

委員長 市民派連合さんは。

丸山寿子委員 多分、根底には同じ思いは皆あって、議員として、いろんな多方面で頑張っていきたいというのは、それはあるのだけれども、ただ、いまの現状、自分たちが選ばれてきている、また、それぞれがいろんなところから、いろんな立場で議員になってきている、この今の市議会議員のこういう現状を考えると、万能ではないことは当たり前なのですが、そんなに資質を問われても、そこまで今の段階では無理じゃないかということは共通していて、資質向上というのは個人の考えで努力してやっていけばいいんじゃないかというようなことと、しかしながら、自分の出した結論というか、に対しては責任を持っていくという意見が、上から3つ。それと、あと委員会が出されたように、議員が全体としてそれぞれの立場で多方面から、議員それぞれがいるわけですので、対応していくという意見です。以上です。

委員長 1点。この現在の選挙制度で当選した者の資質を問うたり、資質向上を言うのは疑問というのは。

丸山寿子委員 努力しなくていいという意味ではなくて、そんなに、今の市議会議員が、これもあれもとそんなにこんなにできますかというのは無理があるでしょうということを、多分、言っているのだと思います。

委員長 なるほど。わかりました。

丸山寿子委員 議員のことばかり言われるけど。

委員長 わかりました。ありがとうございました。共産党さん。

鈴木明子委員 のとおりのことだと思んですけど、そんなふうな、条文的に書いてみたらそんなふうかなというので、政治倫理、代表者として、政治倫理に基づき良心と自覚ある行動を行ない、識見を養うように努めるという、ある意味、力がまだ、みんなすべてわかっていて議員に出てきているわけではないけれど、議員をやりながら、そういうふうになっていこうというような意味です。

それから、その下のやつは、この項目でいいのかわかりませんが、議会活動、議会を構成する一員としての議員としての活動について書いてみたというか、出してみたんですが、議会が言論の場であることを認識して、自由な討論を尊重するというので、会派の大小とか、そういうようなことで意見を封じ込めたりしないようにするというようなこととか、日常の調査、研修を通じて資質の向上に努めて市民の代表にふさわしい活動をやっていくようにするとか、議会活動について説明責任を果たすとか、で、議会改革なんですけれど、市民の信頼性を高めたり、知る権利を保障するためにも、常に研究して、改善に努めていくというようなこと。そういう、議員の活動としてそんなようなことをやっていったらどうかというようなことを出してみましたけど、項目の整理上、どこかに入れるのなら入れるし、ここではないというのなら、それでもいいですが。そういうようなことです。

委員長 ありがとうございます。公明党さんは。

副委員長 基本的には、前進で言われていることが基本だと思いますが、その中で特に、少数者の権利を脅かすようなことについては配慮しなければならない面があるということは、しっかりうたったほうがいいと思います。それから、市民派連合さんのほうで気になったのが、議員は政治のプロではないというところで、市会議員というのは政治のプロかアマチュアかという、非常に悩ましいところなのですが。

丸山寿子委員 私もそれは思ったんですけど、上のこの3点は、やはり、すごく議員のことを何と言いますかね、今の現状で、何でも知っていて、すごくいろいろできたらいいに決まっているんですけど、自分の今の現状も考えた中で、そんなにすごく、今現在、ある日突然、議員に当選した時点で何でも知っているかのような、そういったことというのは、やっぱりすごく無理で、だれも努力しないと、やらなくていいとは言っているわけではないんですけど、すごく、そこのところが自省も込めて書いていると私は思うんです。

副委員長 あまりプロかアマチュアかという分け方はしないほうがいいと思うのだけれど。報酬をもらっているからにはプロの自覚でやらなきゃいかんなどは思いますけれど。

丸山寿子委員 それはそうは思いますけど。国会議員は政治家だけ、市会議員は政治家とまで言えるかというような言い方もちょっと聞いたことはあるんですけど、そこまでどうですかね。ただ、報酬をもらって、それで生活をしていたりとかする中では、プロと言われればプロかもしれないですけど。

委員長 はい。先へ進んで、明政さんのほうは何か、こんな議論はありましたか。

古厩圭吾委員 これで、選ばれたことの意味というか、いわゆる市民の代表というような、代表であるには違くないだよね。ただし、あらゆる意見の代表者ではないわけだ。問題はその辺のことで、例えば、それぞれの、この問題については、例えば地域の目から見ているかもしれないし、この問題については全体の立場から見なきゃいけないだろうし、みたいなのは、その人の個人によって使い分けがそれぞれ違うと思うだよ。そういうことに対して、自分の考えと相入れないからお前の発想は、というような批判が果たして正しいのかといえば、結果的に責任を持たなければいけないのは、おれは選ばれたというプライドを持って自分の思いを述べ

るしかしょうがないと思うのだ、これは。それで相入れなんて、お前は何だと言われれば、その次の選挙にはその反映が出てくるのだから。という中で、ある種の自負心を持っていないと結果的には皆に迎合したりして歩けば、世の中、そんなものは、どこにお前の信念があるだと言われてしまうから。みんなのたをを考えれば、みんなの言う立場はみんな違うんだから。この悩ましさは、おれ、完全にあると思う。だから、議員とはこういうものだなんて簡単に定義できるような問題ではないかもしれないね。そういう議員を選んでくれたのも市民だもんで、まず、その選ばれた立場では、自分の思いで全うするっけりしょうがないだという、ある種の天命というか、悪く言えば居直りかもしれないが。そういう思いがないと、これはやってはいられないよ。みんなの言うことを聞いて良い子になろうなんていくら立ち回って見たって、逆にそういうことがいけないのだと言われれば、それもそうだ。そういう面での市民の代表というのは、どういうものかということの難しさだと思う。ただ、おれらの会派の中では、選ばれたということが、そのことが代表だと、そういう意識でやるっけりしょうがないだろうという思いは、はっきり言っている人はいる。

委員長 選ばれたからには。

古厩圭吾委員 いや、選ばれているから。だから、その意思を。では、一個一個、皆さん相談しているかという、絶対に相談してないと思う。だれが、おれの支持者かもわからないでね、本当のことを言えば。

鈴木明子委員 私たちも、そういう考えと同じと言えば同じだと思うんですけど。やっぱり、選挙に立ったときに、私は何もやりませんと言って出てくるわけじゃなくて、こういうことをやりますと言って、それが公約というか何というか、それぞれの政策を掲げたというか、こういうことをやりますということを掲げて選ばれて出てきているわけだから、それに対して自分がどういうふうに通くかということは、その人に問われることであって、そのためにいろんな研修をやったりとか、自分としての資質の向上に努めていく力をつけていかなきゃいけないというような、そういうニュアンスの努力というのは必要だと思うんですけど。だれに責任を持つかということ、何に責任を持つかということ、自分が約束したことに対する責任を持つ。市民の声を届けますと言ったら、届けるために頑張るといふ、そういうことだと。全部の人にいいというわけにはいかないのは、これ、当然のことだと思います。

委員長 はい、ありがとうございました。新政会は、特に、ここに関しては出ませんでした、立場的には地域的な代表は見ながらも、最終的には全体の利益を考えるほうがいいのかなというのが、どちらかという私の個人的な意見ですが。

あともう1点、和の会さん。ないですか。

中原輝明委員 別にないな。今、永井の言っていることは、ちっと腹と違ったように思うが。みんなそうずら。これが基本だ。自分のために。それだから、嫌だ。永井の言っていることは、全くすばらしいよ。だで問題があるだ。自分は同じことを言っている。そのようなもんじゃないが、常日ごろ。そこへ行って、とんで行ってそこへ集中して。そういうわけです。だから、こういう考えもあるということだけ。文句に、文言にすればこういうことだろうが、人間はそういうものじゃない。

委員長 できれば、そういう議員が、いや、ここに書いてあるではないかと言えるような自分になれればいいですね。

中原輝明委員 いや、そう、そう。こういう人間になれりゃいいよ。おれは、そんなのではないから。

古厩圭吾委員 だから、恥ずかしくて書けないだよ、何にも。

中原輝明委員 だから、何も言えない。

古厩圭吾委員 書けば恥ずかしくていけないで、そんなめっそもないことは書けないと。

中原輝明委員 いや、すばらしいよ、文言は。

古厩圭吾委員 だから悩ましいわけだ、これは。

中原輝明委員 おれが条例というもんだ、なんだは書けない。

委員長 わかりました。ありがとうございます。ほかに何かありますか。申し上げたいことが、もしあれば、いいですか。

次に進みたいと思いますが、最後のページですが、ここちょっと、各会派の御意見を参考にする中で、特段、ちょっと私は取り上げるところはないかなと思ったんですが、4に関しては。皆さん、会派の点に関しては、各会派で多い少ないとか、何か議論すべきだという話もあったんですが。それ以外はあまりなかったんですが、どうでしょうか。委員会で議論するというのは少し議論しにくい。議会とは何だという話をしても、こうだし、こうだしという立場がそれぞれありまして、もっと言えば、首長と議会との関係とかになってしまうので。4に関して何かありますか。こちらに書かれている以上のこと、もし、若干、お話するとすれば会派のあり方について話すことくらいかなと、私は思ったのですが。例えば、市政同志会さん、少人数会派が多すぎる、新政会だと、会派会をきちんと開いて情報を共有してほしいとか、市民派連合さんですと、各会派で考えることであって、そんなことはうたわなくてもというふうにも取れますし。公明党さんだと会派とは何かというと、政務調査費の交付の受け皿の根拠となるので明文化が必要だとかあります。

塩原政治委員 自分はまず基本的には、これはする必要はないかと思うのだけど。それと、もう一つ。会派の中でどうのこうのという中で、さっきの3番の議員とはで、市民派連合さんが出しているの、それぞれ万能じゃない、これは事実だと思います。そういう中で、なから気のあった人たちが組んで、ここの形というのも一つの会派の必要な分野かもしれないと自分はそんなふうにいる。だから、うちの会派では結構そういうことで、それぞれ、まあまあ曲がりなりにも会派というところで補完し合って、会派ではそういう話しています。

委員長 よろしいですか、この4のところは。

副委員長 今、会派というものは法律上どこにも位置づけられていないんですかね。そこへ公費が入っているわけですよ。いわゆる、変な言い方をすると、親睦団体かと言われればそのとおりで、では親睦団体に公費を入れているのという話になると、あれなので、いまある、何かありましたよね。会派とは何かという文章が。その程度のもので良いので、要するに、法的根拠のある団体ですよということは、どこかに入れておいたほうが良いような気がしますけれども。

委員長 いいですか。会派だよりには、会派の説明について、いわゆる市民向きに1回、当選してきてすぐ、会派ごとで何をするかというのをコメントしていただいて、そこに会派というのは、一応、同じ考えを同一にするという文言で、それを目的とした議員によるといった形ですかね、政党みたいに、パーティではないですが、会派というのは一つの目的があると、考え、理念で一致のものだという形で議会だよりには載っております。それを条文にするかどうかというのは、また一つの考え方かと思いますが。

古厩圭吾委員 みんなそうなんだけれども、さっきも、中原さんも言われているが、うたえば、うんときれい事になるわけだ。それっきりないだよ。ほかのことなんか成り立たないんだよ。ただし、現実を見てるもので、それは悩ましいわけだ。そうすると、何かこの辺がムズムズするもので、えらいそんなことまでうたわないほうが無難ではないかみたいな話にいつちゃうだよ。ただし、例えば、今回の会派の活動にかかわる公費の部分だってそうだけれども、実際には、個人でやればまた面倒だという話があるもので、結局、こうなっているだけの話だから。結局、始末の悪さというのは常について回っているだ、これはね。あまり、きれいにしてしまうと、また疲れるわけだ、それは、それで、相対的にどういう形で組み立てていくかということの悩ましさは、こういうところに結局は出てくるだよ。どこがつかったってきれい事をつくるさ。それで、きれい事をつくと、逆に言うと、今度は市民から何か言われたときに、お前さんたち違うじゃんと言われれば、ごめんなさいに近いだよ、本当のことを言うと。それだで、この辺の、悩ましさは避けて通れないわけさ。きれい事つくるなら、うんと立派な法律のような、うんときれいで何の非の打ちどころもないかもしれないが、また違うじゃんという思いにつながり兼ねないし、逆手に取られれば何も言えない。

委員長 古厩委員がおっしゃるような、将来的な、そういう可能性の話も十分あるんですが、あまり、そういう市民がないことを願う形もあるわけで、可能性の話ばかりしていることはできないのですが。会派がない議会もありますので、条例でさわらない、もし塩尻市議会がこの会派制を引くのであれば、条例をつくったは触れないというのも違和感があるのかなと、私個人では思うのですが。少しまた、きょうここで、会派ってどうのこうのという議論はちょっと難しいところもありますが、いつも、広報委員会では会派ってなあにという話で大体1時間終わってしまうので。最初の時に、ところで何だっけ。

古厩圭吾委員 おれはやってあるよ。ちゃんと会派は、うちの会派はどうだと。

委員長 そういうふうにならない会派もあるものですから。

古厩圭吾委員 やったけれども、そのとおりにならないがせ。

中原巳年男委員 政務調査費は会派ってなってるね。

委員長 そうですね。政務調査費は会派。

中原巳年男委員 そうすると、さっき言われた意識づけはしておかなきゃいけないのかなと思いますけどね。

委員長 先に進めますかね。ちょっとこれあれですから。その他のところ、事務局の充実に関しては、委員会でもいろいろな充実の仕方をいただいてあります。私どもの会派でもこれだけです。事務局の充実とは別のところの、その他のところ、ちょっと条例の内容を。共産党さん、済みません、説明していただいて良いですか、その他のところ。その他のその他の。

鈴木明子委員 これは何というか回答というか、欄を埋めるためにいろいろ話し合っていて、行ったり来たりしているなという感じが項目の中も、項目というか、一応、1、2、3、4というふうにわけていただいているんですけど、それが、どういう筋によって分けてあるかということが一貫性がないかなというような、今の段階で、そういう状態だと思うんですけども。今後、検討していくときには、たとえばと書いてあるのは、こういうような筋に沿って項目を整備したいとか、もう一つたとえばと書いてあるのが、いっそ章立てのようにして、そういうふうに沿って検討していくとかという、項目をいろいろ検討してきたんですけども。言ってみたら、行ったり来たりしている部分があるんじゃないかというふうに思って、流れのように整理をし

て、以降の検討をしたら良いのではないかなというので書いてみたので。

委員長 はい。ありがとうございます。

鈴木明子委員 慌てて書いたので省略した文です。

委員長 下の自由表記というところで、市民派連合さんも、これはどういう、近い感じですかね。似たような項目とか、まとめ方の話なので。

丸山寿子委員 欄外にちょっと書いてくれた人がいたもんで、そのまま書いて提出しましたけれども。

委員長 1点、ここの、その他の事務局の充実は、条例化してあるところもあるんですが、その辺どうですか、皆さん御意見で。事務局を背にしてここで言うのは、なかなかあれなんですけれど。あまり結論を出さず、これで一通り報告をいただいたということで、ありがとうございます。

塩原政治委員 市民派連合さんの3番目、4番目。日本の議会は不自由で議員にとっても活動しにくく、市民の誤解を招いているという、ちょっと良くわからないんですけど。集めただけだから、わからないですか。

丸山寿子委員 形式ばった本会議のようなものしかないとか、例えば、市民のほうの側も議会に関心を持っていないというような部分もあるかもしれないんですけど、割と、自由に意見を聞くとか、あまりよそを知っているわけではないにしても、アメリカの様子だとかいろいろ、少しは情報が入ってくる中で、割と形式にはまったままで、今まで長年きているという中で、市民にも、そのこともあるから伝わりにくくなっているのではないかという意味で、ここの最初のところが書かれていて、それを少しでも解消していくために、議会基本条例をだんだん制定し始めたということにつながっていて、なので、自分たち、そうは言っても塩尻市議会らしく自分たちが条例をつくって、その後も継続していけるように、取り組みやすいように良く練ってつくってくださいという思いです。

委員長 良くわからないそうです。

丸山寿子委員 別に個人のただ意見だから、自由表記なんで、感想です、済みません。

委員長 あまりもうだらだらしてもいけないので。和の会さんから、この委員会の条例の会派で出された意見に関してですが、項目についてお出しいただきたいという話をしたのですが、そうではなくて違う観点から、質問というより御意見で、いわゆる、この条例の必要性、もしくは、特別委員会として改めてどんな議論がなされているのか、全協などで議員に経過報告をされたいということ。また、議論の進め方や条例制定の経過については、どんな議論があったのかといったことについて、ぜひ説明をしていただきたいということ。細かい項目はちょっとここでは述べませんが、そういった御意見もありましたということで報告をしながら、ちょうどこの問題提起をじょうずに使って、きょう、一応、各会派から御意見をいただきましたので、今後の進め方なのですが、最初に、制定に向けて、12月には制定を、もしくは特別委員会として12月の定例会に条例案を提出するような形でいきたいということは、各委員、御出席で決をとって合意をいただきましたので、その際に作成させていただいたスケジュール案に従いながら、次回の委員会は、先ほど議長、また各会派からいただいたとおり、ある程度、フレームというか、たたき台のたたき台のようなものを提出して、委員の皆さんにお示しいただいて議論をする形にしたいと思いますが、よろしいですかね。いいですか。これだけ、いろいろ、本当は場合によっては、先にもう条例案でどこかのを持ってきてというやり方が多いですが、あくまでも議論をしてからつくろうという話になりましたので、具体的に、次はたたき台を出して細かく話をして、もう少し

申し上げますと、それを、先ほど、和の会さんなりから出た意見のとおり、全協で全員の議員の前で同じ説明をして、それぞれの意見を聞いて、それから委員会でもって帰るようなという形で条例の案づくりをしてまいりたいと思いますが。きょうはちょっと、中野委員いらっしゃいませんが、一応、きょうの委員会としては、そういう方向で進めたいということで、次回の委員会には素々案と申しますか、をできるだけ提出したいというふうに思いますが。ついては、委員長、副委員長に一任をされたいがよろしいですか。はい。ありがとうございます。

その他

委員長 それで、次回の日程を決める前に、もし、少しお時間があれば、先ほどの松本市の議会がケーブルテレビで、委員会が終わったあと報告というか、自分たちで番組を作っていますので、5分くらいその映像を見てから次の委員会の日程を決めたいと思いますが。

(ビデオ視聴)

委員長 多分、本当は、この後委員長の感想まで聞ければいいんですが。また、事務局に。感想はどういうものか見てないんですが。きょう、お見せしたのは、隣でこういうのをやっているという参考にさせていただきたいのと、これを塩尻市でやる、やらないとかは別として、以前、テレビ松本の社長さんのほうから委員会でも、中村委員からあたり、議会のほうへ、こういうのをやってくれませんかと言ったのか、やったらどうでしょうかと言ったのかわかりませんが、そういう形で実現したというふうに聞いております。あと、少し事務局で調べていただいたことがあれば、報告を。

議事調査係長 こちらの今の放送の内容ですけれども、松本市さんのほうで条例を制定した後に、前回、お話ししたかもしれないのですが、条例施策の推進組織の設置をされまして、その中で3部会、部会を全議員さんが、部会の中に所属されているのですけれども、その中の公報部会の中で、こちらのほうを担当されているということで、こちらは今のところまだ始まったばかりなんですけれども、年4回、定例会の後にこの放送を行うということ。放送時間は全部60分なんですけど、テレ松さんのほうで指導を受けまして、委員長さんのほうの報告については長短あるのですが、短い方、長い方含めまして、何分以内で収めてほしいということで、原稿については基本的には御自分の言葉で、定例会の委員長報告を基本に現在の委員会での懸案事項だとか、議案以外に、委員会の今の協議内容などの確認などを報告されているということです。

あと、今、原稿読みみたいな形で、どうしてもなれないものですから、目線がどうしても下向きになるということで、テレ松さんからも、できるだけ目線をテレビのほうに向かってということで、今指導しているそうなんですけど、なかなかそうじゃないものですから、なれない放送でいけないということなんですけれども、これはまだ始まったばかりですので、当然、緊張もされるでしょうし、司会のほうも、今のところ、第1回目は議長さん。2回目は副議長さん。あと、3回目、4回目は議運の正副委員長さんがそれぞれ担当されているということで、今のは、議運の副委員長さんだったんですけれども、年4回こちらで今のところ進めているんですが、今後は、司会についても変更していくということと、先ほどの内容についても、報告だけではなくて、テレ松さんからは視聴率の関係もあると。視聴率について統計はとってないんですが、皆さん、市民に見ていただくためには、原稿読みではなくて何か共通のテーマを決めて、討論形式で自由な討論をしていくような内

容でもいいんじゃないかということで、テレ松さんからは、そういう意見を受けているということです。こちらの放送については、全く無料というか、お金はかかっていないそうです。先ほど言ったように議長さんとテレ松の社長のほうで、対談の中から始まった放送なものですから、今後はちょっと検討していかなければいけないかなというところがあるそうなのですけれども、今のところは無料で、テレ松さんのほうで会場というか、場所を貸していただいて放送をしていただいているということと、先ほど、ちょっと意見にも出たんですが、委員会の実際のこういう放映を今後していく予定はあるかと、一応聞いたんですが、今のところ、そうなってくると今度はお金のやり取りが発生してくるので、ちょっと松本市さんのほうでも予算計上してみないとわからないけれども、そういう意見も議員さんのほうからないわけではないと。その点は、まだ検討する段階になっていないというような意見を教えていただきました。以上です。

委員長 はい、ありがとうございます。何か、いいですかね。きょうはちょっとお時間が。

古厩圭吾委員 これ、どこで見るだ、1チャンネルか。

委員長 L C V、テレ松さんで。定例会ごと、基本的に今年度はやっているということですかね、3回ということですから。また、こういう取り組みがあるということを御承知いただいて、また会派でもお話しただければと思います。次回の日程をきょう決めて、議長のあいさつをしていただいて終わりにしたいと思います。次回、7月の12日が、済みません、腹案がなくこの日しかないのですが、どうでしょうか。参議院選挙後、12日、月曜日です。

議会事務局次長 実は、今月は、各会派の視察が入っておりまして、今、日程的にはこの12日の週でいきますと、12日のところ、あと19日。20日の週ですけれども、そこを除きますと。それと午後会議が、経済建設委員会協議会が入っておりますし、その次の週になりますと、また会派視察等が入っていて、少し取れないということでありまして、この辺のところかなというところが今。そんなところでいいでしょうか。

委員長 若干、中原議員、御都合が難しいかもしれませんが、ほかの方は12日の午後1時半ということでよろしいですか。

中原輝明委員 何曜日か、月曜日だな。

委員長 月曜日です。では、12日の午後1時半からということでよろしくお願ひいたします。では、議長よりごあいさつをお願いいたします。

議長あいさつ

議長(塩原政治委員) 皆さん、大変御苦労さまでした。また、ぜひ、会派でいろんな話をしていただきまして、先ほど言いましたように、塩尻らしいというか、塩尻だけというか、特色のある条例をつくっていただければと、そんなふうに思います。お疲れさまでした。

委員長 以上で会議を閉めます。ありがとうございました。

午後4時02分 閉会

平成22年6月28日(月)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

塩尻市議会基本条例特別委員会委員長 金子 勝寿 印